

特定生産緑地(寝屋川市)の指定の解除

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき、特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

名称	位置	特定生産緑地の面積(ha)	公示日	図面番号
池田二丁目3	池田二丁目地内	0.08	令和4年11月29日	1
仁和寺本町二丁目1	仁和寺本町二丁目地内	0.05		2
仁和寺本町二丁目2	仁和寺本町二丁目地内	0.02		2
仁和寺本町二丁目3	仁和寺本町二丁目地内	0.04		2
仁和寺本町二丁目5	仁和寺本町二丁目地内	0.43		2
仁和寺本町三丁目7	仁和寺本町三丁目地内	0.03		3
対馬江東町2	対馬江東町地内	0.06		4
下木田町3	下木田町地内	0.02		5

「区域は解除図表示のとおり」